

令和3年7月21日（水曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和3年7月21日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	村岡賢一君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	菅原辰雄君	山内孝樹君
	後藤清喜君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知広君
総務課長	及川明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君
総務課上席主幹 兼人事係長	加藤信男君
農林水産課長	大森隆市君
農林水産課農林業振興係長	阿部大輔君
総合支所長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員
事務局長

芳賀長恒君
男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長
次長兼総務係長
兼議事調査係長

男澤知樹
高橋伸彦

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後 1 時 30 分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

それでは、私から一言挨拶を申し上げます。

連日の猛暑でございますが、いよいよ東京五輪が23日に開会されます。それに先立ちまして、復興五輪ということで、福島で始まっていますし、今日の夕方5時からは宮城スタジアムでも開会されます。

さて、本日で3回目の特別委員会です。前回まで、委員の皆様には慎重審議で進めていただきましたが、今日も繰り返しにならないように時間を大切に、皆さんのお意見を審議していただきたいと思います。

まず、本日の会議の進め方ですが、この後、一旦休憩し、前回、7月9日に開催された第2回目の委員会の発言概要について事務局に説明させ、その後、会議を再開し、お手元に配付している資料について当局から説明を受け、その後、前回の委員会における答弁の中で確認が必要と思われるものについて私から質問を行い、当局に答弁を求めた後、各委員から質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。早速会議に入ります。

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因等についてを議題といたします。

本日は、説明員として代表監査委員、監査委員事務局長、そして当局から町長、副町長、総務課長、総務課長補佐、総務課人事係長、農林水産課長、農林業振興係長、総合支所長が出席しております。

なお、町長から、午後2時30分をめどに別途公務のため退席したい旨、あらかじめ申出があり、これを許可しております。

暫時休憩します。

午後 1 時 34 分 休憩

午後 1 時 50 分 再開

○委員長（山内昇一君） 会議を再開いたします。

お手元に配付しております資料、南三陸町補助金不正流用事案の内部事務調査委員会の調査等概要について、当局の説明を求めます。総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 補助金の不正流用事案の内部調査委員会の調査等概要というものを皆様のお手元に配付されているかと思います。

まず、委員会の開催についてでございます。既に開催している分と、これから直近の予定を入れさせていただきました。6月18日金曜日、事案の詳細の確認、それから調査実施態様等の協議ということでございます。それから6月30日水曜日には聴取対象職員及び聴取事項の協議を行いました。次に7月26日、予定でございます。聴取結果の確認を行いたいと思います。それから、今後における調査実施態様等の協議を考えているところでございます。

それから、聴取対象者ということで既に実施している分でございます。本件補助金の交付に係る意思決定（支払手続を含む。）に関与した者であって聴取時点においての町の職員である者、13名を対象といたしました。

3番、聴取事項の概要について御説明申し上げます。

（1）として、全般事項（主たるもの）でございます。

運営費補助、事業費補助の別等、そもそもとなる補助制度についてどういった認識でいたか。また、補助金等交付規則及び本件要綱・要領についてどの程度理解していたか。

次に、町が本部として参画する協議会において、定期の総会が開催されていない（各手続が協議会の意思を通じていないものである）点についてどういった認識でいたか。

次に、決裁といった行為に対する認識はどうであったか。

所属長補佐級としては課長補佐、技術補佐が、所属長級としては課長と参事（農林行政担当）が共に在籍したことに関し、決裁その他におけるそれぞれの関与はどうであったか。

次に、その交付の目的が本件補助金の交付先（有害動植物等対策協議会）に期待する役割と類似する南三陸町有害鳥獣被害防止対策事業補助金について、類似する2つの制度の運用、整合をどういった区分によるものと考えていたか。

次のページ。協議会の通帳及びその届出印を、本部の管理下にない個人（外部の団体職員）に管理させていたことに対する認識はどうであったか。

それから、本件被害を防げたとすれば、どの時点、どの事務において、どのようにすれば防げたと考えるか。

次、（2）として各年度ごとの個別事項を質問させていただきました。その主なものでございますが、協議会の会長を、従前の町長から産業振興課長とした理由は何か。また、その手続について、総会の招集を経ずして行い得ると判断した理由は何か。

次に、補助金の額の確定の権限（専決権限）を有する産業振興課長が協議会の会長となることについてどういった認識でしたか。

次に、臨時総会を開催した際において、事業計画、収支予算等の定期の総会において審議されるべき事項が審議されていないことについてどういった認識でしたか。

次に、補助金に係る予算額を増額させたのはどういった経緯からか。

補助金の交付の決定に当たっては、農山村地域活性化推進対策事業実施要領に基づく事業の認定が前提となるところ、当該認定がないままに補助金の交付決定に至った理由は何か。

次に、補助金の交付申請等の時期から、補助事業の事前着手、協議会による立替払が前提であったことと推測されるが、実際の補助事業の実施形態はどうであったか。また、事前着手、協議会による立替払を容認していたとすれば、その理由は何か。

年度末または事業年度終了後（翌年度）において、概算払をしている理由は何か。

収支決算書等のみで補助金の額の確定手続に至っている根拠は何か。実地調査等はしたのか。また、額の確定以後の日付による書類が当該額の確定の根拠資料として添付されていることはどういった経緯からか、というような内容が主なものでございますが、このような質問を該当職員から事情聴取している状況でござ

います。

○委員長（山内昇一君） 次に、前回の委員会における質疑に関して確認が必要と思われるものについて、要点をまとめました。

委員長の私から当局に対し、これらについて質問させていただきます。

平成29年1月31日以降（町長が当該団体の会長に就任した日以降）において行われた当該補助金の交付決定等の手続において、事務委任を受けていたとされる副町長が町の意思決定の決裁を行っていたのか、説明願いたい。

2つ目、本年4月5日に開催された南三陸町有害動植物等対策協議会の臨時の会議に町も出席していたとのことであるが、この会議の議事録（町として会議の内容を書き留めた文書など）があるのか。

3つ目、今回の問題に関し、対応の在り方等について、町は農済と情報交換を行っているとのことだが、「農済として、町の補助金の不正流用を行った個人に対して弁済請求や刑事告訴を行うことになるのか否かについて」の情報交換、検討をしたことはあるのか。この情報交換等の結果、町が詐欺罪を念頭に被害届を提出したと考えるのが自然であると思われるので説明願いたい。また、その情報交換の席上、農済が町の補助金の不正流用を行った者に対する弁済請求や刑事告訴を行わないこととした旨の話などがあったのか。あったとしたならば、その考え方についてどのような説明が町に対しなされたのか、併せて説明願いたい。

4つ目、町は本年6月29日に被害届を提出したとのことであるが、その被害届の概要（金額、相手方等）について説明願いたい。

5つ目、前回の特別委員会で、農林水産課長が「農済側の担当者については、統括事務局として事務担当という者がおりました」と答弁しているが、この答弁は、監査委員の報告「農済は、組織として当該団体（協議会）の事務局を担っていた認識はなかったということである」といった趣旨の内容と矛盾しているようを感じられる。再度説明願いたい。

6つ目、町が詐欺罪で被害届を提出したということであるが、南三陸町有害動植物等対策協議会が「詐欺の被害に遭った」という理由で被害届を出すべきものであるとも思われるが、これについて町の見解を伺いたい。併せて、南三陸町有害動植物等対策協議会の中での話し合いにおいて、当該協議会として被害届などは提出しないこととする旨の決定がなされているのか説明願いたい。

以上6点について、当局の答弁を求める。副町長。

○副町長（最知明広君） 1点目の御質問には、私からお答えさせていただきます。

事務委任を受けていたとされる副町長が町の意思決定の決裁を行っていたのか説明願いたいということでございますので、お答えさせていただきます。南三陸町事務の委任及び補助執行に関する規則第2条第1項に基づき、町長の委任を受け、当職において決定をしているという状況でございます。

なお、実際に関与している手続については、補助金の交付決定並びに支出命令、いわゆる伝票でございます。事業の認定と補助金の額の確定については課長専決により処理されております。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 2つ目の質問、本年4月5日に開催された南三陸町有害動植物等対策協議会の臨時の会議に町も出席していたとのことであるが、この会議の議事録、町として会議の内容を書き留めた文書などがあるのかという御質問に対してでございますが、議事録については事務局として作成しているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） まず3点目の質問、農業共済組合との情報交換等についてでございます。農業共済組合といたしましては、農済自体の内部調査結果、あるいは農済の顧問弁護士等の見解を踏まえた上で、いずれも農済は被害者には当たらないということで、農済として告訴することはできないという整理になっていると伺っております。

また、被害者に当たらないといったようなことから、正式な被害届の提出には至っていないということ。ただその一方で、具体的な相談、関係書類一式を警察に提出し、捜査に着手をしているといったような旨の話を伺っています。

なお、町の補助金以外となる農済の組合や、いわゆる任意団体、個人が関与した任意団体が受けた実質的な被害につきましては、当事者からの弁済が終わっていると伺っています。

念のため申し添えれば、町による被害届や今後の弁済請求につきましては、農済側が手続できないため町が行うといったものではなくて、あくまでも補助金を支出した町と、それを詐取した一個人の関係性により手続を進めているところで

ございます。

次に、被害届の概要ですが、6月29日に被害届を提出したものです。予算年度を平成26年度分から平成31年度分までとする町の補助金、合計1,240万円について一個人より詐取されたという被害届を提出しています。

詐欺の時効につきましては7年ということでございましたので、平成25年度以前のもの、620万円につきましては時効が成立しているため、刑事事件としての手続上の被害としては整理していません。

なお、刑事手続上の被害、イコール弁済を求める額ではございません。あくまでも弁済については全てを対象として今後進めていくことを検討しています。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 5点目です。前回の特別委員会で、私から、農済側の担当者について、統括事務局として事務担当者というものがおりましたという答弁をしておるんですけども、この答弁は、監査委員の報告、農済は組織として当該団体、協議会の事務局を担っていた認識がなかったということであるといった趣旨の内容と矛盾しているのではないかということでございますけれども、これにつきましては、あくまで規約上に総括事務局は宮城県農業共済組合迫支所に置くと定めてあったためございまして、規約に照らせば宮城県農業共済組合の職員が事務局を担っていたという認識であった旨を御説明したものでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 6点目につきましては、前段の部分について私から回答させていただきます。

有害動植物等対策協議会が手続を取るべきかどうかといったような点について、町として本来お答えすべきではないということを考えられますが、これまでも説明をしておりますとおり、本件事案は協議会の意思を通しておらず、一個人が協議会の名前を使って町から補助金を交付させたものといった考え方で整理をさせていただいております。

その結果として、町が詐欺被害に遭ったとする、町による被害届が既に警察において受理されているということです。

なお、刑法上の詐欺罪につきましては、人を欺いて財物を交付させたことに対

し成立するとされていることからすれば、協議会の意思を通じていない本件について、協議会を欺いたとか、協議会が詐欺被害に遭ったと整理するのは困難であろうと考えております。

なお、捜査にも影響するため個別具体には申し上げられませんが、当該一個人から町に弁済するといったお話がなされているといったことを申し添えます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 6点目の中段以降になります。併せて南三陸町有害動植物等対策協議会の中での話し合いにおいて、当該協議会として被害届等は提出しないこととする旨の決定がなされているのかということに対してですが、協議会としては、被害届の提出をしないという決定はされておりません。

○委員長（山内昇一君） それでは、改めてこれから本日の質疑に入ります。星委員。

○星 喜美男委員 今回で実質3回目の委員会調査ということですが、これまで1回、2回と行わせてきました。その中で、どうしても一定程度確認しなくちゃならないことがありますて、一部の委員ですけれども、どうも不正流用した者が、私は不正流用した原因者である者が一番の悪者だと、そのように思っているんですが、前回、前々回などは、金庫と鍵と一緒に置いて、むしろ被害者じゃないのかといった発言も出るなどして、いろいろと、それを発見できなかつた者が一番の悪者みたいなふうに聞こえるような発言が多いんですが、やはり原因をつくった者が一番悪いということは紛れもない事実であると思っております。

また、例えば現金を扱う仕事をしている人や商店などのレジを打っている人が、お金に自由に触れるからといって取ってもいいというものでもないですし、札束が目の前にあっても人のものは取ってはいけないということは小学生でも幼稚園児でも分かっていることありますて、これは誰が一番悪いのかというのは明白なものであると思っています。

そこで確認したいのですが、この10年間に、この駆除、防除といった事業が多少なりとも行われたのかどうか、確認させてください。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林水産課農林業振興係長（阿部大輔君） 水稻防除に係る共同防除事業に関しては、歌津地区の防除協議会で実施されたものに関しては、実施されていたとい

う状況です。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 その歌津支部の決済というのですか、そういった費用の負担といふのはどこから出ているんですか。同じ口座から出ているものなんですか。それが1点と、その職員が迫から来る際にまさか自家用車で来ていたとは思えないんですけども。その団体の車両等を使って来たり、そういった事業を行うということは、それなりの決裁がきちっとなされてきたのかどうか、その本部のほうですね。その辺、何か知つておられましたら伺います。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林水産課農林業振興係長（阿部大輔君） 当時の事務処理につきましては、私は当時在籍していなかったので、詳細については分かりかねます。

○委員長（山内昇一君） どなたか分かる方おりませんか。星委員。

○星 喜美男委員 下部組織の支払といいますか、そういった補助、下部組織だけに補助が下りていたとは考えにくいのですが、当然本部を通して下部組織にわたっているということなのでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 歌津支部につきましては、まず大きな財源は、それぞれ農家の負担金が一番大きいところでございまして、それから当時の協議会の事務担当者からそれぞれ助成がされていたというところが財源の内訳でございます。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 この発端となったのが、この下部組織が解散をすることによって明るみに出たという話を最初に聞いたんですけども。下部組織は一定の事務処理がきちっとなされてきたものと思っていたんですが、そうでもなかつたということですかね。

いずれ本部との連携というのはあまり取れていなかつたという捉え方なんでしょくか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長、先ほど星委員から話がありました公用車の運用について……（「農済」の声あり）農済ですか。（「公務で」の声あり）公務で来たのかどうか、お分かりになりましたら答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） その当時の、公用車で来ていたのか、私有車で来ていたのかという部分につきましては、当時の予算の中身を見ますと、恐らく公用車で来ていたのではないかと。私有車であれば費用は出していると思われますので、公用車で来ていたということになるかと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林水産課農林業振興係長（阿部大輔君） 歌津地区の支部、防除協議会の事務局ですけれども、こちらに關しましては迫地区の農業共済組合の地区担当職員が受任して会計処理を行っております。その会計処理が行われていた補助金に関しては、本部の協議会からの補助金についても支部のほうに交付されていたというような状況です。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林水産課農林業振興係長（阿部大輔君） 併せて、志津川地区と歌津地区にあるとされていました協議会の支部につきましては、それぞれ歌津地区担当職員と志津川地区担当職員とに分かれて事務を担当するとしておりました。

○委員長（山内昇一君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 この資料を今日頂きましたよね、7月21日付け。これ、職員に対し、こういうことを調査するんだよということを出してもらったんですが、私の思いとしては、既に在職している職員に対して聴き取り作業がある程度終わって、こういう結果とこういう経過ですよと、こういう考え方の下に事務処理を行いましたよということが今日出てくるのかと思って来たんです。そうしたら、これを調査するということですね。今しているということでしょう。ちょっと遅いんじゃないですかね。だったら、わざわざ今日あたり、開催はこちらのほうの都合だと思うんですけども、私は今回、そういう調査をした結果が出てくるのかと思って来たんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 調査結果については、途中経過についてはご容赦いただきまして、9月の議会までにまとめて、それで報告させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 それはご容赦いただきたいと、それはそれで分からぬでもない

んですけども、9月に一発勝負でしょう。だって、うちのほうで委員会として今日開催しますよと。だったら、今、内容はこれぐらいしかないですよ、でしょう。結果は9月の議会までに出すのだから。そうじゃなくて、今現在進行形で、大体これぐらいのこと、今ここにいる人間はこれぐらいのあれだよと、そういう思いでいるのがいますよとか、こんな思いで対応してきた、それで、少なくとも私はそこでまた、ある程度判断をしていかなきやいけないのかなと、そういう思いで今日臨んできたので。ご容赦願いたいと言われても、そうですかというわけにいかないので。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 菅原委員からいろいろ御指摘いただきましたが、基本的に特別委員会を開催したのは、こちらから要望したわけではございません。基本的には、総合支所長が話したように、9月を目途に調査をまとめるということで進めておりましたが、今日何としてもというか、今日開けということでございますので、我々としてはそれにお応えしたということでございますので。そちらの考え方、御都合もあると思いますが、我々はそういうスケジュールの中で進めているということですので、そこはひとつ御理解いただかなければならぬなというふうには思っております。

○委員長（山内昇一君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 そこは先ほど言いましたように、委員会を開く、開かないはこれらの都合だということは私も理解しています。出せない理由、全然進んでいないということですか、聞き取り調査とか。最終報告は9月の議会まででもいいです。ですが、今こういう状況だと、せっかく開くのだから、それなりの誠意を見せてほしいと思うんです。私の個人的見解ですからね。そうでないと、私は、議会のほうから今日開催するからと言われて、大した進展もないまま臨んだということでございますけれども、こちらの委員も15人いますので、いろんな考えもありますし、これをいつ諮りますかということじゃなくて、これは一任しているわけですけれども、その辺は、いろんな兼ね合いがありますけれども、私としては非常に残念な思いです。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 確認させていただきたいと思います。今日出された議会特別委員

会資料にいろいろと概要等々が記載されているわけですけれども、これに基づいて質疑できるんですか。委員長どうですか。

○委員長（山内昇一君） 大丈夫です。高橋委員。

○高橋兼次委員 質問していいということありますので。いろいろ日程、それから聴き取り事項の概要等々ありますけれども、今月26日、予定ですけれども、これまで調査してきた、聴取してきたものを、結果の確認をするという予定であります。その際、この概要、何点かありますけれども、そのほかにも小さいものはやったと思いますが、この答えは全て出ているんですか。出せとは言いませんが、出ているか出でていないかです。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 期日までにこれらの質問に対して、該当する職員の方々から回答いただいております。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 その期日というのはいつか分からないけれどもね、もう結果を確認すると言うんだから、全て出ているんだと思うんですけども、その結果を確認した後に、今後どのような調査を予定しているんですか。協議すると書かれてるんだけれどもね。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 13日までに回答をいただくということで。その期日までに該当職員の方々からは回答をいただいております。

そして、26日の会議の際には、回答の内容を話し合いながら、疑問点、さらなる深掘りであったり、それから再確認であったり、これからどうしていくか、その辺の議論を重ねていきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町長が退席します。高橋委員。

○高橋兼次委員 この概要の中に、大分重要というか、その原因の的というかね、そんなのがあるようですが、その辺あたりで、もう既にその原因と、それから、どこでどうなったのか、どの段階でこういうような流れになったのかというものはもう全て分かっていると思うんですけども、さらにそれをどこまで追求というか、していく考え方を持っているのかですね。この概要を見ると、何点かにおいて、本当の重要なところが確認されていると思います。それを、この26日

にお互いに確認して、さらにそれからどのような方向性を持っていくのか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 現在、我々全員が内容を確認している状況であります。その回答内容については大変申し訳ございませんが、ここでお話しすることはできません。

今、高橋委員がおっしゃったとおり、これについて結果を見ながら、やはり全員で協議して、これから進め方、内容の確認なりをしていく予定でございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 ちょっと何か読みづらいというか、聞き取りづらいというか。要は、どこに責任があったのかと。そこまでやっていただきたいと思うんだが、やるつもりはありますか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 責任が、刑事事件にもそのとおりなっているところでございますので、責任といいますか、あくまで事務の中で、事務を進めてきたことの原因ですかね、その辺は探っていきたいと思います。いずれ、できるだけの調査はしていきたいと思っています。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 何点か質問させていただきます。平成30年度の実施計画、クレー射撃場の照明とマイク用配線工事の請求書、そして領収書の添付で補助金額230万円決定していると。これに関して支出があったのか。その辺、前回の確認ですけれども、お願ひします。

また、平成31年度の鳥獣駆除隊に10万円の助成がされているが、この目的外の使用、この10万円という金額も、これは支出ということであったのか。

あと、前回、副町長に決裁はちゃんとされたのかという質問をしたんですが、そのときは曖昧な答弁がきたと思っています。されたのだろうとか、何かそういう本当に曖昧な答えが、今日になって、ある程度その辺は確認されているみたいな話だったんですが、そのときの決裁に関して、確かにやっていたという根拠を示せと言われた場合に、どういった形でこの決裁の根拠を示せるのか。答弁をお願いします。

あと、先ほど総務課長が、今回の当該職員に対して、詐欺行為に対しての警察

の調査とか、町の顧問弁護士との相談の中で、時効の額が620万円あったと。そして、その時効の額を引くと1,240万円だと、そういった話をされました。しかし、町としては、前だと、これを足すと大体1,800万円ぐらいなんですが、町としては1,600万円を被害として職員に請求するんだというような話をされていました。

そういう中で、先ほどの報告書の中で、町が、というような形なんですが、協議会に町が補助金を出したということで、協議会でこの当該職員に対して被害届を出すというのが普通の形だと思うんですが、町がするということに何ら問題がないのか。

それで、町がそういうことをすることによって、これが裁判とかになっていくと、また町が当初問題のように、まるっきりお金が取れない状況になったときは、また町民の税金とか、そういった部分の被害になると思うんです。

こういった町の形、考え方というのは、果たして今後に向けて町が考えるとおりに進むのでしょうか。今現在の町として捉えている考え方をお知らせください。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） まずは1点目のクレー射撃場の工事費の関係でございますけれども、監査委員からも指摘がございましたとおり、本来、補助対象外であるものに対して予算を支出していたということについては、それはそのとおりであると、こちら、私も考えておりまして、明らかに工事費用は協議会から支出していたという事実はございます。

それから、駆除隊への10万円の助成については、これも支出はしていたと。ただ、支出していた時期が、補助金の交付決定以前に支出していたという部分が不適切なところということで指摘されておりますので、間違いなく両方とも支出はしていたというところでございます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほど、事務委任についてお答えさせていただきましたが、前回、いわゆる曖昧な答えをしたのではないかというようなことなんですが、決裁の全部を覚えているわけではないので、「したと思う」というような答弁を前回したかもしれません、先ほど言いましたように、間違いなく私が最終的に決裁をしているということをお話しいたしました。

その際に、補助金の交付決定と支出命令、いわゆる支出伝票、それについては

私の最終的な決裁がございますし、それから事業の認定と補助金の額の確定については課長が専決処分しているということでございます。

どうやって確認すればいいかというようなことなんですが、書類は私は全部確認しましたので、確認したいのであれば開示請求をしていただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 協議会が手続を取るべきではといった御質問ですが、先ほどもお答えさせていただきましたが、町としても、町の顧問弁護士と相談した上で、これまでも説明しているとおりになりますけれども、今回の事案につきましては協議会の意思を通じていないということで、一個人が協議会の名前を使って補助金を交付させたものという理解で進めております。

結果といたしまして、先ほども申し上げましたが、町が詐欺という被害届について警察署で受理されているということでございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 支出の件ですけれども、最後に農林水産課長が230万円、10万円を支出しているというような形の答弁だったんですが、支出していることに間違いないんですか。その辺、再確認させてください。

あと、申請前に交付したというような、監査委員からこれは不適切だというような、先ほどの課長の説明でしたが、そういった部分に使われている協議会の補助金ではないということを、ここでもう一度確認したいと思います。用途が違うと。あくまでも駆除隊に関しては、町から鳥獣駆除という名目で多分、農林水産課から資金が出ていると思うので、そっちのほうから支出すべきものだったと。協議会から支出すべきものではないと私は思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

あと、今後この職員に対して、警察が調べたりとか、あと町でも質問状を出しているので、その質問状が、この間の会議の中で、当人に質問状を出していると。これもまだ来ていないというような状況なのか。

あと、総務課長も話していましたが、基本的には協議会の名前を使って、この当該職員が今回詐欺のような不正を行ったということで、町のほうで告訴するなり、その被害を、お金を請求するんだというような形ですが、だったらこの協議会って一体どんな形なのか。私には見えないんです。

協議会、そうそうたるメンバーが名前を連ねています。そういったことを考えてみれば、協議会、なくともいいのかなというふうな感じ。町の予算の中で、協議会じゃなくて、害獣駆除ということの予算項目の中で上げていけばいいと思うんですけども、今までこの問題についての話を聞いていると、この協議会がもうまるつきり見えてこない。この協議会が見えてこないからこそ、今回の農済の職員がやっていても10年も気づかないと。その原因が、この間も議論したんすけれども、総会もされていない。そもそもの確認もされていない。これは、協議会の在り方も私は問題だと思うんですけども。

町としては、こういった協議会の体制を今後も取り続けていくのか。お答えをお願いします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） クレー射撃場の工事費の関係ですけれども、監査委員から指摘されていることは、そもそも補助金の交付に対して、工事費というのは対象外経費であるということでの御指摘ということでございますので、補助金交付要綱からすれば、やはりこの230万円の支出というのは不適切であったと言わざるを得ないということでございます。

○委員長（山内昇一君） 協議会の在り方については御説明できますか。農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 協議会の在り方につきましては、これは一連の不正もなんですかね、そもそも見えてこないということでございますけれども、在り方そのものについては、確かに起こった案件が起こった案件ですから、必要性は疑問視されますが、そもそも様々な防除活動のために国からの補助金の受け皿としてつくっている協議会でございますので、ですから、その受け皿がないと国からの補助金というのはなかなか難しくなるということでございます。

要は、今回新たに再出発すべく役員を交代し、規約の中身も改正し、今後どうしていくかというところの部分は、現在、新たな協議会とともに検討を進めているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 監査委員の指摘に関して、不適正だったということの繰り返しだと思うんですが、課長、簡単なんです。230万円、そして10万円、支出したのかし

ないのか。それだけお聞かせください。

あとは、今回の協議会には一般財源からの支出ということで、国のお金をどうのこうのということじゃないと思うんです。この間の説明会の中で、一般財源でこれは運用されているんだというような話だったので、国からお金がどうのこうの、団体がどうのこうのということはまた別だと思うんですけども…。

あと、9月上旬までに報告を出しますと。9月上旬というと、議員の人たちは最後の議会に臨むわけです。そのときに、その準備、議員個々のやるべきことがいっぱいある中で、今回の議案が上がってきたときに、そういった混乱の中で本当に議論ができるのかというような考えを私は持ちます。

9月は決算議会ということで、大事な議会です。その中に今回の報告書を上げてきても、皆さんはこの分も最後まで真剣に議論できるかどうか、やっぱり難しい。ですから9月上旬と言わず、8月の下旬でも1次報告みたいなものを出してほしいと思うんですが、その考えを最後にお聞きします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 230万円の支出は協議会に対して行っているところでございますので。それから監査委員の指摘と重複することありますけれども、そもそも工事費という対象経費はございませんので、補助金交付要綱にもあることはあるんですけども、通常ですね、特例がない限り通常の補助金で工事費というのは認められないということでございます。

それから、すみません、もう一つ質問があったと思うんですが…。

○委員長（山内昇一君） もう一度お願いします。千葉委員。

○千葉伸孝委員 課長、質問受けたのとまた変わるんですけども、結局230万円支出があったと。そして10万円も支出があったと私は思う。それでいいんですね。

そして、今回の協議会への支出というのは一般財源から支出したということなので、国からの交付金、補助金とかそういったもので出したものではないというような話だったということを聞いたので。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 大変失礼いたしました。

230万円、あとは10万円、これについては間違いなく一般財源でございます。

それから、国からの交付金というのは鳥獣の駆除に対する補助でございまして、

この230万円の工事費であるとか、10万円の助成金というのは本来、補助金としては該当しないということでございますので、その補助金は補助金として、有害鳥獣駆除のためにある補助金として協議会が受け皿となっていると。ただ、この協議会が行った工事であるとか、そういうしたものについては対象外であるため、町の一般財源を上乗せしてあるという形になっているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員、よろしいですか。農林業振興係長。

○農林水産課農林業振興係長（阿部大輔君） 先ほどの答弁に関して一部訂正させていただきたいんですけども、230万円の町からの補助金については交付をしていると。10万円、有害駆除のほうの協議会にわたったという部分に関しては、内容、支出の確認は取れていないということになります。あくまで補助金の申請上の書類として10万円の支出ということで処理が町には上がってきておりましたが、それが有害鳥獣実施隊のほうにわたっていないということの事実は確認しております。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 報告の時期の質問でございます。議員の皆様の本当にお忙しい時期になってしまふ可能性がございます。早めることができればと思いますが、この件については、我々も町長に報告するまで、その内容については控えさせていただきたいと思いますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時5分 再開

○委員長（山内昇一君） 再開いたします。及川委員。

○及川幸子委員 何点か質問させていただきます。4月5日に開催された南三陸町有害動植物等対策協議会の臨時の会議に町も出席していたとのことで、先ほどの説明ですと、総会の議事録は作成してあるというお話をしました。その議事録、総会の資料、この2点を提出していただきたいと思います。

それから、6月21日に開催された特別委員会の発言概要の中から、5ページに、監査委員が監査した内容が載っております。この5ページをちょっと読ませていただきます。

南三陸町民の震災からの復旧・復興と新しい町への期待、住み続けてよかつたと思われる最大公約数的な行政への信頼を失墜するような重大な非違事象だという判断をさせていただきました。

その次、3段下です。南三陸町の補助金交付規則第10条第1項に、補助事業者等は、法令、条例及び規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに對し付した条件、その他法令等に基づく町長の处分に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業等を行わなければならないとあります。これがいわゆる善管注意義務ということでございまして、これは何も地方公共団体だけじゃなく、会社法でなされている組織全てについても同じ善管注意義務を持ってという表現でございます。

したがって、職員の皆さん方は、決められたルール、手続として、法令、規則、規定、それから要綱、要領等を肅々と遵守し、行政事務の執行に当たらなければなりません。これがいわゆる内部統制ということでございます。

問題は、この内部統制が適切であったのかということ、疑問を感じました。内部統制とは、財務等に関する事務の管理及び執行が、法令に適合しつつ適正に行われているかというように定義されておりますが、残念ながら機能はしていないんじゃないかなという思いですということで、不適切な運用であったということが監査意見書に載っております。

この内部統制とは、職務権限及び職務分掌による相互牽制でございます。係員から農林水産課職員、係長、課長までの書類の閲覧に、6人から9人の押印が見られます。いわゆる日常業務の中で誤りや不正をチェックし、防止できる機能を果たすことに欠落があったと、こうあるんですけども、ここを確認します。欠落があったのではないかと私は思うんですけども、これを確認したいと思います。

そのことで、この内部統制とは業務を係員に分担させ、相互に牽制し合い、不正や誤謬の発生を事前に防止することとあります。

これが欠落しているから、ここでまたこれを内部調査委員会の委員が、この行政の人たちがやった、その結果がどのように出てくるか、9月までにでてくると思うんですけども、内部の人たちで内部のことをやると、どういう結果になるかということがこれから読み取れ、内部牽制にはならないのではないかと思

われるんです。

この確認と、それから、やはりガバナンスということが問題だらうということが書かれております。ガバナンスとは、統治、支配、管理、健全な企業経営を目指すこととなっております。さらには、それと監査委員はとても監査しきれないということで、次のページの3行目から、令和2年度で100万円以上の事業というのは153件あるそうです。そのうち抽出し監査したのは15件、これがいわゆる我々に与えられた監査資源、時間とお金と人です。15件の割合というのは、抽出率にするとわずか9.8%。これが、私が言っている性善説だと、これに書いてあります。そうしたことを考えると……。

○委員長（山内昇一君） 及川委員、簡明、簡潔にお願いします。

○及川幸子委員 はい。そうすると、ここに書いてあることを考えると、この農済のだけではなくて、この後の、90%になりますかね、これらも調べれば、いろんな矛盾が出てくるかと思われるんです。

そうしたことを考えると、やはり、先ほど前委員が申し上げましたけれども、その内部の調査報告書が出てくるまでには、到底、委員会はそこまでもっていけない。特別委員会は、委員会独自で調査するものだと私は思うんです。そうした中から、やはり調査委員会の調査結果が出る前に、委員会としては何らかの、百条委員会なり、専門家のを入れて調査すべきだと思いますので、お取り計らい願います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 議事録の関係ですけれども、開示請求をしていただければ、新たな協議会にお諮りして確認をしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総会の資料も大丈夫ですか、資料提供。

○農林水産課長（大森隆市君） 開示請求していただければ出したいとは思いますけれども。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 今、開示請求という言葉が出ましたけれども、委員長、開示請求ではなくて、特別委員会に資料提出ということで出していただくようにお諮り願います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 失礼しました。そういう手続の開示請求ではなくて、開示を請求されるのであれば、まずは協議会にお諮りして、それから提出したいと思いますので。開示請求制度ではありません。すみません。開示を希望されるのであればということです。

○委員長（山内昇一君） 次回、資料の提出をお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） この内部事務調査委員会が機能しないのではないかという意味合いかなと思いました。何とかその内容について、できるだけ努力してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 機能しないのではないかというよりも、9月までの報告書が出るまでに、我々、特別委員会は特別委員会として、それを待たないでやるべきではないかということを委員長にお諮り願ったのです。

○委員長（山内昇一君） 及川委員にお話しします。この前も話しがありましたけれども、弁護士等については、この特別委員会ではなかなかできないといいますか、いろいろやる手だてがあるような感じですので、その辺はもう少し考えていただきたいと思います。

また、いろいろお話がありましたけれども、この場で答えられる内容も限られておりますので、即答できるものが少ないので、その辺は隨時、執行部の皆さんにお願いしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 この特別委員会の役割というか、やれることというのは、内部調査委員会で分かってきたことを共有して、本当にその内部での調査が的確に適正に進めていっていただけているのかということを、この特別委員会で確認するということがメインになってしまふのかなと思っているので、お互いの信頼関係じゃないですけれども、本当にちゃんとやっているんですよねということをこの場で確認することはとても大事。前回もそういう話が出ましたよね、厳しくやつてねという話をしたと思うんです、複数の委員が。

先ほど、この特別委員会、今日開いたのは、何も我々から開けと言ったんじや

ないんだと、そっちが勝手に開いたんだから、言えることは限られていると。その論調はいかがなものとかと私は個人的には思ったんですけども。

その上で、内部調査委員会の現状を確認させていただきたいんです。先ほど高橋委員もおっしゃっていたので、それがほとんどだと思うんですが、やらなきやいけないことは事実関係の把握だと思うんです、まず。一体何があったのかと。それは誰が悪いとかという話ではなくて、一体どういう事務手続でそんなことが起こってしまったのかということですよね、事実把握。

その上で、行政サイドの役場職員の皆さんとして、一体何を間違えてしまったのかと、どこが不足だったのかと、どういう事務を欠落させたから、こういった事態が起こってしまったのかという原因を究明する。何が悪かったのかということを次に明らかにするわけですよね。

明らかになったその悪いところをどうやったら直せるのかというのが再発防止ですよね。最後には、やってしまったことを、誰の責任なのかと。処分が必要ならば、こういう処分をしたらいかがですかと町長に答申するところまでが内部調査委員会のやることですよね。認識、間違っていないですよね。

であれば、その段階の現状把握、原因究明、再発防止、処分、この段階のどこまで進んでいるんですか、今の時点でという話は聞きたいんです。そのため、菅原委員がさっき言ったんです。何も言うことないですみたいな話になっちゃうと、いやいや、ちょっと待ってくださいよという話だと思うんです。

どういう現状把握かということをつぶさに言えとは誰も言っていないです。どの段階まで来ているんですかということぐらいは教えていただかないと、9月に間に合うんだろうかと心配になってきます、こっちも。そこは答えられるんじやないかなと思うので、教えていただきたいなというのがまず1点目。

今は事実把握の段階だと思うので、その事実を把握するために、役場の皆さんに回答を求めて質問したわけですよね。それで十分でしょうかということは聞きたい。これは前回も聞きましたよね。元職員の方とかに聞かないと事実関係が把握できないのだったら、それは聞かざるを得ないじゃないですか。今出そろっている情報だけで十分、現状把握が、当時の状況が把握できますよという認識なのかどうか。それも教えていただきたい。それが2点目です。

ちょっとここからは質問というか、お願いというか、その調査を進めていって

いただぐに当たって、特別委員会の委員として申し上げたいことなんですけれども、ここまで特別委員会でいろいろ調査させていただいて、皆さんからお話を聞いて分かってきたことは、変だなど、何かこの補助金、ちゃんと使われているんだろうかと気づくタイミングは多分、複数回あったと思うんです、客観的に見て。それを防ぐ手だけでは、何も非常に特別な優秀な調査チームを組んで、補助金のGメンみたいな人を入れて特別な調査をしないと分からなかつたことではなくて、当たり前のことは当たり前にやっていたら確認できたんじゃないですかというところまで、我々、私はそう思っているんです。

だから、防ぐ手だけでは、当たり前の確認をしっかりとすることだと思うんですよ。これは逆説的に言うと、当たり前のことができていなかつたということですよね。そこを猛省してほしい。監査委員からの勧告という言葉を重く受け止めてほしいので、当たり前のことを当たり前にやっていたら問題なんですから、震災がどうとか、震災の事務が煩雑でどうのこうのというのは言い訳にしないでほしいんですよ。それをちょっとお願いしたいなと思うんです。

もう一つは、これは前回も言ったんですけども、補助金を今後出したくないなというマインドになってほしくないです。補助金を出すと、何か後々問題があったときに困るから、もう出すのやめようと。出したことが問題なのではないんです。補助金を出したのに効果が上がっていないということを、いつまでも見抜けずに出し続けたことが問題だと思うんです。

だから、今回の不祥事、これが今後、行政サイドが町民との協働を進められないという、皆さんが今後、町民との協働ができないという理由にしてほしくないです。むしろ、当たり前のことを当たり前にチェックするという機能を充実させて、再発防止策を徹底しましたので、今後は安心して補助を出せますよというふうに役場の組織を生まれ変わらせてほしいんです。

そのために、内部調査委員会の調査は非常に重要なと思うので、その目線を持って進めていっていただきたいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○委員長（山内昇一君）　総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君）　7月26日に聴取結果の確認を予定しています。先ほども申し上げたとおり、現在、各委員のほうには回答データがいっていて、それぞれが今、確認をしております。それで、月曜日のこの日にそれを持ち合わせて、

全員でその内容把握、今後の動き方を検討していくということを改めて申し上げさせていただきます。

それから、退職された方々、該当する職員の方々にも協力いただく形で、現在、聴取しようと、行う状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 補助金交付に当たっての考え方については、企画課が主体的に担当していますが、そもそも補助金とは何かという部分を理解していないがゆえに、今回のようなことも生じた要因の一つであろうという観点もございます。

そういう意味で、補助金そのものについての考え方をもう一度皆さんで共有しましようねといったような観点で、全職員に対して通知を出しています。ただ補助金を出すことが面倒くさいからやめるとか、そういった問題ではなくて、適正な執行については、これまで以上に留意をするように、いろんな細かい部分について、こういうことは駄目ですよといった感じで、一つひとつ考え方について周知をしつつ、内部統制というものを少しでも上向きに持っていくような取組はさせていただいております。

あくまでも補助金の事務事業を、面倒くさいからとか、そういった観点ではないということは御理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 追加でもう一つお伺いしたいんですけども、先ほどから、個人なのか、対策協議会なのかみたいな議論もあります。先ほどの委員長からの質問に対する回答の中では、対策協議会で被害届を提出しないという決定はなされていない、まだ決まっていないというようなお答えがあったかと思います。

であれば、その個人に対して、協議会の意思を通じずに名前を借りて詐取を行ったんだから、その人個人に対して町が被害届を出すということは一定の正当性があるというような話、ずっと当初からありますけれども、であれば逆に対策協議会としては勝手に名前を使われたという被害がありますよね。自分たちは一生懸命、事業をしようと思っていたかどうか分かりませんけれども、対策協議会としてやらなきやいけないことを、その個人に悪用されて、協議会としての名前というか、ブランドというか、名譽みたいなものは著しく毀損されていると思うん

ですね。

それについては、個人に対して何らかの賠償であるとか、何らかの請求であるとかをすることも考えてもいいのかなと個人的には思うんですけども、それは役場の方々が決めることではないと言わればそうかもしませんが、そのあたりも情報共有して、そういう考えはないんですかと確認する必要は一定程度あるんじゃないかなと思いますが、今後どうしていくつもりなのか、お伺いします。

最後に、役場の皆さんの中の強みとは、組織であることだと思うので、一個人に、組織、町の職員の皆さん、組織全体が振り回されているというこの状況 자체をやっぱり、これは恥じていただかなければいけないのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 協議会としての被害届ということですけれども、町の状況を我々も確認した上で、協議会として、そこをどう考えるかというのは今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） お一人の方に組織全体が振り回されている。まさにそのとおりだと思うんですが、組織の在り方として、一つのほころびが出ると、組織としてそういうふうな対応をしなければならないし、組織として批判を受けなければならない。役場というのはそういう立場にあるというようなことは、やっぱり全職員に認識していただかないと駄目だと思っております。

ですから、自分が今やっている仕事そのものが、一つひとつの積み重ねが信用につながるし、一つのほころびがこういった事象につながるということは意識していただかなければならないと思っております。

ですから、今回の事案につきましても、内部調査委員会を立ち上げましたが、その中でしっかりと洗い出していただいて、職員一人ひとりに自分の職務の重さをもう一度認識していただきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

今、副町長より、1人に組織が振り回されていると、そういう答弁がありました。そこで、冒頭、同僚委員から、原因をつくった者が悪い、そして、かつお金

を取った者が悪い、そういう発言がありました。そこで確認なんですが、町としては、原因をつくった者が悪いのか、お金を取った者が悪いのか、どのように認識しているのか、伺っておきたいと思います。

同じく同僚委員が聞いたんですけれども、過去にこの防除対策の事業が実施されたのかという質問があり、そして、答弁がありました。歌津支部ではあったと、そういう答弁。そこは分かったんですが、私、一番の問題は、志津川地区では実際に防除事業が行われたのか、どれぐらいあったのか、それとも全然していなかつたのか。その点、確認をお願いしたいと思います。

あと、先ほどの課長の答弁で、今回の補助金は、国からの補助金の受け皿と、そういう答弁があったんですが、私はこの件に対しては、前の協議会かなんかで聞いたんですが、そこで確認をお願いしたいのは、クレーの照明、230万円補助金を使ったということなんですけれども、その上に国なり何なりの上乗せがあったのかどうか。その点、確認させていただきたいと思います。

あと、別紙のほうから何点か伺いたいと思います。

③、上から3つ目、農済は被害者に当たらない。そして、農済自体、関係していた団体の被害は全て返済を受けていると、そういう答弁がありましたけれども、以前の資料によると十何万円かの返済、そういう報告があったみたいなんですけれども、実際は二、三百万円、もっと払っていると、そういう事実もあるようですので、その部分は関係団体への弁済だったのか。その点、お分かりでしたら伺っておきたいと思います。

同じく、丸4つ目、平成26年から平成31年の間、1,240万円使われたと、そういう説明があったんですけれども、その中で、7年たって時効が成立したと、そういうことも聞きました。そこで、原因は100%一個人にあるとした場合なんですが、それで返済を求める額というのは全額になるのか、その点の確認。あと時効の分があるということですので、現段階で請求できる金額は幾らなのか。その点、伺いたいと思います。

あと、同じく次の丸なんですけれども、農済側の担当者については、統括事務局として事務担当という者がおりました。その云々書いてあるんですけども、そこで答弁としては、農済は組織として協議会の事務局を担っていた認識はなかったと、そういうことに対して、規約上の定めという答弁があったんですが、そ

このところをもう少し分かりやすく伺いたいと思います。

あと一番下、協議会としては被害を受けていないという説明がありました。そこで、再三言われているように、一個人が協議会の名前をかたって流用したと、そういう説明がありましたけれども、なぜこの個人が名前をかたってそういったことができたのか。そのところを伺いたいと思います。

あと、もう一点、調査委員会の調査概要について聞いておきたいと思います。交付の目的が、本件補助金の交付先に期待する役割と類似する補助金について、2つの制度の運用、整合、どういった区分によるものと考えていたのかと。そこで伺いたいんですけども、今回この事業というのはいろんな項目があるわけなんですが、農山村活性化総額の中で、今回この有害鳥獣が占めていた割合というか、総額に対して何%ぐらいあったのか、それとも全額この事業に協議会への補助金が充てられたのかを確認させていただきます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 町としての考え方というようなことでした。前回もお話ししたんですが、協議会を構成をしている団体には、いろいろな団体があるんですが、その誰もが知らないところで当該本人が補助金申請をして、それを詐取したというような形ですので、うちのほうは当該個人に対して被害届を出したというようなことです。個人と考えておるというそのスタンスは変わりありません。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ちょっと順番が逆になりますけれども、農済で既に個人が弁済したものについては、2つの団体の任意組織で120万円ほどという金額になっております。それは既に弁済をされているようでございます。

それと、実際に弁済を求める額につきましては、今回お示しした額については、あくまでも町が交付した補助金額として被害額としております。あくまでも、先ほど来お話もありましたとおり、歌津の防除協議会はちゃんとやっているとか、そういうものに実際に使われているものがございますので、私的に流用した額というのはそれよりもずっと下がると思います。

そういう中で、今後の捜査において、どこまでがいわゆる不正に流用した額なのかといったところも明らかになってくるのかと思いますので、現時点として幾らという回答は持ち合わせてはおらないということです。ただ言えるのは、先

ほどの被害届の被害額、イコール弁済を求める額ではないということは確かにと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 歌津支部では活動事業があったということですけれども、志津川支部では、なかったと言っても過言ではないというところでございます。それから、射撃場の230万円に上乗せはあったのかということですけれども、上乗せはないということでございます。

それから、農済の事務局として、規約を、先ほど説明したんですけれども、農済ではその認識がなかったということもあったようですが、規約上は統括事務局として職員を置かれていたということでございますので、規約上その説明をさせていただいたということでございます。

それから、農山村振興の活性化の補助金、全体とすれば、これは毎年その補助金額が違うんですけれども、大体200万円とか230万円とか、全体としての額のうち40万円、50万円あたりを協議会へ支出していたというところでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 原因のほうですけれども、副町長から答弁あったんですが、誰もが知らないところで今回起きたということなんですけれども、その原因というか、今、調査しているんでしょうけれども、普通では考えられないみたいなんですが、誰もが知らないところで起きたということに関しては、これはどういった認識というか、しているのか。あと、過去に防除の実績があったのかと、そういう問い合わせして、志津川では全然なかったと、そういう答弁がありました。全然なかったのに、それでほとんど補助金が出ていたという、そこが私は疑問なんですけれども。ちなみに志津川地区においては、歌津にあったような下部組織なるものが組織されていたのかどうか。その点、確認させていただきたいと思います。

別紙のほうから聞いた町の資料で以前報告があった十何万と、今あったこの120万円の、その報告がなかった分はどういった被害だったのか。もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

そして、弁済を求める金額なんですけれども、現段階では分からぬということなんですが、そこで1点だけ確認。時効になった分は請求できるのか、できないのか。その点だけ確認させていただきます。

あと、規約上の定めと、そういう答弁があったんですけれども、それがちょっと分かりづらかったので。ちなみに、私は先ほど南三陸町農山村地域活性化推進対策事業実施要領をコピーしてもらったんですけれども、これは平成17年10月1日告示とあって、改正が18年3月にあったわけですけれども、その中で、今回この補助金の趣旨、調査されている方は御存じかと思うんですが、第1条に、農業、農村をめぐる情勢は国際化の進展や市場原理の導入による産地間競争が激化する中で、農林業従事者の減少と高齢化等の推進により、農林業生産活動が停滞し、それらに起因する土地利用の粗放化や農山村活力の低下等が懸念されるとありますと、その中で、本町農林業の振興を図るためにには高付加価値化・高収益型農林業の確立、就業機会の確保、所得の増大、農林地の適正な利用、管理の促進、生活環境の整備等の各種対策の充実はもとより、これらの展開に向けて実践的なソフト活動への支援が課題となっているとあります。

のことから、この事業がこれらの課題を解消するため、地域の農林業を支える農林業団体、農業者等が主体になって、地域の置かれている諸条件に応じて創意工夫を生かした取組を支援することによって農山村地域の活性化を図るものであるとうたわれています。

ちなみに、先ほど全体の事業の、今回のこの協議会への補助が全体の中で50万円ぐらいという答弁がありましたけれども、50万円ぐらいだったら10年で500万円、全部使ったとしても500万円にしかならないと思うんですが、そこで第2条として、この事業は…。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、要約して質問願います。

○今野雄紀委員 はい。あと少しですので。

実際、この事業の振興のために、次に挙げる事業を実施することができるものとする。こうあります。これには12項目ぐらいあり、全て農林、皆さん議員として一般質問をこれまでしてきたような取組がほとんど網羅されています。

それがこのような事態に陥って、有効に活用できなかった。その原因を究明するため、私はこの項目をこの場で述べさせていただくことがより有効だと思います。農林業活性化推進のための企画、調査等の事業、農林業団体または農林業経営体の育成を促進する事業、集落農林業の推進、集落営農組織化を促進する事業、農林業を担うべき人材の育成及び確保を促進する事業、新規就農を促進す

るための研修、実習、女性の経営参加、高齢者の活動、健康管理等を促進する。農業用地、林業の保全、利用の促進、環境の保全、農林作物有害動植物防除、新規作物の導入、生産方式の改善、農林業経営の改善、新商品の開発、地域特産品の生産、販売等、アグリビジネスを促進する。地域情報の受発信、都市住民の農林業の体験のグリーンツーリズムの…（「委員長、議事進行」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 質問を…（聴取不能）

○委員長（山内昇一君） 今野委員、今、議長からも指摘がありましたように、議事進行上、少し要約して、質疑願いします。

○今野雄紀委員 分かりました。

この事業の実施主体は南三陸町農業協同組合、迫地方農業共済組合、南三陸森林組合、農業集落、農業者等で組織する団体へ交付するとうたわれています。そういう組織の中で、協議会が受け皿となったわけなんですけれども、この事業自体、単年度で完結するというか、そういう事業だったんです。それが何年も有害鳥獣、特に同じような補助金がある中で行われてきたという、その原因はどのようにになっているのか、確認させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 繰り返しになるんですが、誰もが知らないところで、結局、途中で分かっていればこんなに大きくならなかつたということだと思います。ですから、本人は誰も知らない間に詐取をしてしまったということが繰り返されたと。ですから、もちろん細かい原因も含めていろいろあるでしょう、途中には。それは、職員が先ほど言いましたように、今のところ15人が、その間に職員が携わっていると。にもかかわらず、それに気づけなかつたということは、誰も分からぬで詐取を続けていたと。

ですから、そういうスタンスになるということで、町は被害届を出したということでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほどの、任意的団体の被害の状況については、町が関与している組織ではございませんので、内容まではこちらでは把握しておりません。ただ、そういう団体でも流用があったという話は農済から伺っていると

ということでございます。

それと、時効の部分ですが、刑事事件としての時効については7年ということですが、今後、弁護士等とも相談いたしますけれども、民法によれば、不法行為による損害賠償請求については20年という規定もございますので、そういったものが適用できるのかどうかも含めて、今後、捜査状況の進展等を見極めた上で、顧問弁護士と相談して対処していきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 補助金全体の額からどれぐらいが協議会に充当されていたかということですけれども、ちょっと私、質問の趣旨がよく分かりませんでしたので、話の内容がちょっと不親切だったかなというふうに反省しているんですけども、全体の金額の二百数十万円のうち、四、五十万円が協議会にというお話が、国からの補助金ですけれども、そちらについては、町側で持っている協議会の通帳に対して、そこにお金を入れているということで、町側が支出をしたということと、協議会にはその補助金は一切わたっていないということあります。協議会にわたっているお金は全て町の一般財源ということになりますので、御了承願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 個人に使われて、誰にも分からなかつたと、そういう答弁があつたんですけども、監督責任みたいなものは感じるのかどうか。その点だけ確認させていただきます。

あと、時効に関しては、刑事事件7年、民法だと20年、今後の進め方によってそれが変わるものでしょけれども、その点は分かりました。

そこで、最後の課長の答弁ですけれども、今、通帳には町からのお金と、何か国からのお金も入るような答弁があつたんですけども、そのところをちょっと分からなかつたので、確認をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 監督責任というようなことでございますが、前回にもお話をさせていただきました。事務方の責任者としては非常に痛感をしております。

○委員長（山内昇一君） 皆さんにお諮りします。時間延長してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

時間延長します。農林業振興係長。

○農林水産課農林業振興係長（阿部大輔君） 補助金の、国から来ている部分と町の部分、ちょっと細部のほうを説明させていただきます。今回不正流用があった町が支出した農山村の補助金については町の単独財源と。鹿の駆除とかイノシシの処理事業を実施している部分に関しては、今回の町から出ている補助金とは別に協議会が直接国の交付金を活用して行っている事業となっておりますので。先ほど、補助金が入っている、いないということに関しては、分けて考えていただければ整理しやすいかと思います。あくまでクレー射撃場とかそういう部分に関しては、町の単独財源で出している町の農山村活性化補助の事業と。それ以外の鹿の処理とか駆除に関しては、国の総合交付金を直接、協議会が町を経由せず受けている補助金となっております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 そうすると協議会単独の通帳に入っていたやつをべらべら使われたというんじゃないなくて、その通帳にはいろんなところから入ったわけですね。ということは、協議会自体、何か今回の調査によると、体を成していないような形で、今回このように使われたようなあれだったんですが、そこで委員長にお願いしたいのは、できればその通帳の写しを開示できるのかどうか。その点だけ確認させていただいて、終わりとします。

○委員長（山内昇一君） 暫時休憩いたします。

午後3時57分 休憩

午後3時59分 再開

○委員長（山内昇一君） 再開いたします。高橋委員。

○高橋兼次委員 事務委任を受けていた副町長に確認しておきます。

今いろいろとこの事案については分かってきたんですけども、その中で、監査委員の度重なる指摘を無視したような形で補助金を出していたと。この事案に関わった町の職員の責任というものをどのように考えていますか。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 関わった職員といいますと、先ほど言いましたように、調査を受けている、いわゆる現職員は既に15人というようなことになっておりま

す。さらに〇Bあるいは派遣の職員を含めると、もっと多人数になるということですございます。

今、内部調査委員会で調査をしておりますので、その結果を受けて、最終的には町長に分限、懲戒も含めて答申をするというようなことになっておりますので、その際に職員に対しては分限あるいは懲戒の処分が下るというようなことに……失礼いたしました。先ほど15人と言いました。13人でした。13人に訂正いたします。その処分が出た際には真摯に受け止めていただいて、その処分を受けていただくというようなことになると思います。

ただ実際、今回の事案が出たときに、監査委員からは勧告を受けました。勧告を受ける際には私もその場において、直接その勧告の内容等について御説明いただきました。今回、事務の責任者として誠に申し訳ないというようなことで、監査委員にも頭を下げさせていただきました。

監督者として、我々の処分ももちろん免れないと思っていますし、これについては、それにつけてもやはり内部調査をしっかりしていかないと、これは次に進めないと、そういう認識はしております。

ですから、予定では9月当初には、その勧告も含めて出ると思いますので、その際には真摯に受け止めて、また改めた形で職務に精励したいと、そう思っております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これで南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因等についての調査に関する本日の質疑を終わります。

代表監査委員及び執行部の皆さんはここで退席していただきます。

（代表監査委員及び執行部退席）

○委員長（山内昇一君） 次に、参考人の委員会出席要請についてを議題といたします。

前回の特別委員会、また、それに先立って開催された全員協議会において、委員から発言がありました本委員会への参考人の出席要請については、まず改正前の南三陸町有害動植物等対策協議会の規約において、統括事務局を置くとされていた宮城県農業共済組合追支所の職員の方々、具体的には今般の不正流用問題を

調査された農済の職員、そして不正流用を行ったとされる職員が在籍していた当時の事情を知っておられる農済の職員の方々に本委員会においてをいただき、委員会の調査、具体には委員長及び委員からの質疑にお答えいただく必要があるかということについて、委員会としての結論を得る必要があります。

また、当該団体の本部を置くとされていた産業振興課の当時の課長は、当該団体の会長職をも務められていたわけですが、農済さんに加え、この方々にも本委員会においてをいただくことで、当該団体の補助金の出納事務及び補助事業の実施体制等の疑問点の質疑が可能となり、原因究明に資すると考えられるのであれば、こちらについても委員会としての結論を得る必要があります。

これから委員の皆様の御意見を承りたいと思います。なお、あらかじめお伝えいたしますが、皆様から御意見を伺った後には、最終的には、統括事務局を置くとされていた農済迫支所及び本所の職員の方々、そして当時の町の産業振興課長、それぞれについて参考人の出席要請を行うか否かの委員会としての意思決定手続、つまり討論と採決を本日中に行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時 7分 休憩

午後4時13分 再開

○委員長（山内昇一君） 再開いたします。

それではまず、今般の不正流用問題を調査された農済の職員、そして不正流用を行ったとされる職員が在籍していた当時の事情を知る農済の職員の方々を参考人として本委員会への出席を要請することについて、御意見をいただきたいと思います。

御意見のある方の挙手をお願いいたします。今野委員。

○今野雄紀委員 確認ですけれども、ここで腹案として出た人たち、オーケーが出ればみんな来るのか、それとも委員長としては参考人1人とか、そういうことを検討しているのか。そこで、先ほどの説明にもあったような、偏らないような

あれで参考人を呼びたいと、そういう言葉があったんですけども、そこで1点確認したいのは、農済さんのはうは分かったんですけども、先ほど団体として参考人を呼ぶんじゃなくて、個人として呼ぶと、そういう説明がありました。

そこで伺いたいのは、元職員と町職員の方を呼ぶわけなんですかけども、これは名目というか、協議会の代表というか、そういう趣旨で呼ばれるのか、それとも産業振興課の当時のあれとして呼ぶのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君）　局長。

○事務局長（男澤知樹君）　あくまでも、参考人の出席要請を行う方ということをございますので、御都合が合わない場合においては出席されないという可能性も全くゼロではないということをまず御理解いただきたいと思います。事情をよくお知りになっておられる方々としては、記載された方々であろうということは、事務方として確認しております。

そして、あくまでも議決は、参考人として出席を要請するということです。例えば農業共済組合を参考人としてというのは議決としては適当ではないということ、あくまでも記載されている方々をということで決定していただく必要があるということです。

もう一点、どういった考え方でお呼びするのかということでございますが、まず当局が行っている調査は、当局の事務手続についての調査というふうに理解しております。この2段に記載したのは、あくまでも協議会の本部がどのように機能していたのかといったこと、そして協議会の統括事務局がどのように機能していたのかと。監査の報告からすると、規約上そうなっていたけれども農済は承知していなかったといったお話ですが、では、本部はどうであったのかと。本部の関わりについていかがだったのかということについては、やはり2者、本部と統括事務局で協議会、といった考え方もあるのかなというところで、委員長の腹案となったものです。お示しの仕方としては、この2者をお示しして、御議論いただいたほうがよろしいのではないかという考え方方が委員長の腹案にはあります。

○委員長（山内昇一君）　星委員。

○星　喜美男委員　以前にも話したとおりであります、農済に確認したい部分が何点かありますて、それはすべきだろうと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 参考人として来ていただくことに賛成します。

付け加えますと、内部調査委員会の聴取結果の確認というのが来週の月曜日、26日にありますが、その聴取結果の確認というまとめか何かが参考人を呼ぶまでにいただけるような、そういったスケジュールで組んでいただいたほうが、聴取結果の内容と突き合わせてお伺いするというようなやり方で進めていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず、参考人の方をお呼びして意見を聞く日取りですけれども、これは相手方と調整した上で決定されるというものでございますので、その26日に、多分、それ以降にしかならないと思うんですけれども、タイミングが合うかどうかというのは、今、明確にお答えすることは困難です。また当局から、今、委員御発言の資料を入手できるのかという部分についても不透明です。

なお、委員からいただきました意見について、調整が可能かどうかということについては、今後検討させていただきたいと。ただ、そのとおりにならない可能性については全くゼロではないということは申し添えさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 参考人招致をした場合、百条だと費用弁償が出るんですけども、これは出ないという解釈でよろしいのか。

○委員長（山内昇一君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 参考人としておいでいただいた方には実費を弁償するということで、実費弁償の条例がございます。それに基づきまして適正にお支払いをするという考えです。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ほかに意見がございませんので、それではこの件について討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、先ほど配付した資料に記載されている農済の職員の方々を本委員会に参考人として出席要請することについて採決いたします。

参考人として出席要請することと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、委員会としては今般の不正流用問題を調査された農済の職員、そして不正流用を行ったとされる職員が在籍していた当時の事情を知る農済の職員の方々に対し、参考人として本委員会への出席を要請することといたします。

次に、当該団体の本部を置くとされていた産業振興課の当時の課長職にあった方々を参考人として出席要請することについて、御意見をいただきたいと思います。

御意見のある方の挙手をお願いいたします。（「なし」の声あり）

意見がないようですので、それではこの件について討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、先ほど配付した資料に記載されている当該団体の本部を置くとされていた産業振興課の当時の課長を参考人として出席要請することについて採決いたします。

参考人として出席を要請すると決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、委員会として当時の産業振興課長の職にあった方々に対し、参考人として本委員会への出席を要請することといたします。

なお、参考人においてての意見聴取は、次回の委員会で行うこととしたいと思います。また、その日程については、今後、議長を通して行う参考人の出席要請の後、相手方と調整した後に、委員各位に御通知申し上げたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） それでは、そのように執り進めたいと思います。

そのほか、特別委員会に関し御意見があれば伺います。（「なし」の声あり）

それでは、事務局から何かあればお願いいたします。ないですか。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

村岡委員、一言お願いします。

○副委員長（村岡賢一君） 慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。この次の委員会におきましても、しっかりととした結論を出せるように、委員皆様方の御協力をお願い申し上げます。大変御苦労さまでした。

○委員長（山内昇一君） これで町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会